

令和5年度 第2回富士見町上下水道審議会	
日 時	令和5年8月2日(水) 13:30 ~ 15:00
場 所	富士見町役場 4階全員協議会室
出席者	○富士見町上下水道審議会委員(10名) 出席 8人 欠席 2人 ○上下水道課(4名)
概 要	1 開 会 2 あいさつ 3 協議事項 (1) 富士見町水道料金及び下水道使用料のあり方について(庶務経理係) 4 その他 5 閉会
会議資料	資料1 富士見町水道料金及び下水道使用料のあり方について 資料2 補足資料

協議内容	発言者	発言の要旨等
1 開会		出席者8名 審議会条例により開催
2 あいさつ	課長	三井上下水道課長から挨拶を行った。
3 協議事項	会長	これより議事の進行を進めさせていただきます。 (1) 富士見町水道料金及び下水道使用料のあり方について、事務局から説明をお願いします。
	事務局	資料「富士見町水道料金及び下水道使用料のあり方について」に基づき「水道料の料金水準の算定」「下水道の使用料水準の算定」について説明
	会長	ただいま事務局説明のありました「水道料の料金水準の算定」「下水道の使用料水準の算定」について、ご意見、ご質問はございますか。
	委員	資産維持率は次回以降3%まで上げるとありますが、標準の3%の場合は、上げるというのは必要ないのではないですか。
	事務局	目標値として3%がありますので、資産維持率3%で料金改定をした場合「次回以降3%まで上げる」という文言は不要となります。今回資産維持率を3%以下で改定した場合は、次回以降(投資財政計画の中では令和12年度)資産維持率3%の確保を目指し、見直しをしていなければならないと考えています。
委員	令和7年以降、資金不足で26.72%改定をしていくということであると、金額でどのくらいのプラスが必要ですか？	

事務局	料金体系についてまだ検討していないため、現行の水道料金を一律で26.72%で改定した場合、標準的な家庭（使用水量が2か月で40㎡使用）で5,720円、改定すると7,248円で1,528円の増。年間9,168円の負担が増える試算となります。
委員	資産維持費を、ゼロにするということですが、通常会社を経営するのにその経費をみないという経営は基本的にはないと思いますが。突発性の工事に対しては、その都度対応するということですか？
事務局	基本的には、投資に対する財源は、資産維持費以外に、減価償却費、純利益が財源になります。突発的な工事に関しては、補填財源が約10億円ありますので、それを活用しながら対応をし、アセットマネジメント計画で最低限必要とされる投資については、減価償却費や純利益を活用し更新をしていきたいと考えています。
委員	下水道のマネジメントはこれからですが、富士見町上水道に関しての大きいところの整備はかなり進んでいるということでしょうか。
事務局	はい。そうです。（新規投資について）
委員	国の方では、資産維持率を償却資産の3%を推奨しているということですね。
事務局	はい。3%を標準としています。
委員	独立採算で事業を行うというのが原則ですが、そこ（資産維持費の考え方等）は富士見町のやり方でよいということですか？また、純利益5,000万円というのは、経営を永久的に維持できるということだと思えるのですが、これだけあればやっていくことができるということに理解してよろしいですか。
事務局	純利益5,000万円は、現在行っている第6水源膜ろ過整備事業が完成し、初めて成り立つものです。もともとは純利益1億円程度を一つの目安としてきました。 その理由は、投資へ利用できる金額は減価償却費と純利益を足した額が目安となります。第6水源が稼働すると、減価償却費が増加しますので、減価償却費と純利益の割合が変わるイメージです。純利益水準が少し減っても、償却費が増えますので、更新のための投資水準は確保できるという試算をしています。
会長	他にございますか。（なし）では次の説明をお願いします。
事務局	資料「富士見町水道料金及び下水道使用料のあり方について」に基づき「水道料金の体系見直しについて」「まとめ」について説明
会長	ただいま事務局説明のありました「水道料金の体系見直しについて」

		ご意見、ご質問はございますか。
委員		保健休養地に関して逡増制は敷かれていませんがその理由を説明していただきたいということと、一般地区と保健休養地地区の価格差45%を広げないように配慮とのことですが、その意図を教えてください。
事務局		逡増制についてですが、水道料金の前回改定は、平成初期です。当時の資料がないため推測となりますが、この地域はとてコストのかかる地域となっています。別荘が中心になっていますので、使用量は基本水量に集中している。一方富士見高原リゾートや保養施設などの大規模施設も点在しており、両極化状態となっています。基本料金は別荘利用者（少量）超過料金は大規模施設（大量）と分けていたのではないかと思います。また、ゴルフ場の施設管理やスキー場の降雪利用も当初から考えられていたため逡増制の段階を設けることが難しかったと考えています。 地区間の45%の料金差については、単純に地区別でコスト計算をすると、広がっていくことが予想されますが、地域で料金格差を是正していくという方向性が示されています。コスト差は広がっていますが、価格差については広げず改定をしていきたいと考えています。
委員		関連して。保健休養地は、番地とかそういったもので特定していますか、また固定資産税でも、別荘地区は安く、街中地域は高く価格差があることから、水道料金についても同列にしていくというのは逆に不公平になってしまうのではないのでしょうか。
事務局		保健休養地の特定は、事業認可等で地区名を分け認可をいただいています。 一般地区は、もともと集落単位の水道をベースに整理されてきました。一方保健休養地地区は、新たに投資を行い整備を進めてきましたので、整備に要した費用改修していかなければいけないと考えています。
委員		そうであれば、逆にしっかりと差をつけていくべきではないか、そうでないと不公平になるんじゃないかと思います。
委員		口径別の料金体系に関連して、一般的には口径13mmのメーター器を利用しているといっていたが、20mmも一般的にひかれている場合があるようですが、大きい口径はどういったメリット、効果がありますか？
事務局		一般家庭は13mmですが、例えば2世帯住宅ですとか、配水池に近く

		水圧が低い場合は、大きい口径の方が水の出る量が確保できます。
	委員	これは水道の量に変化はないですか？
	事務局	蛇口などの大きさは決まっているので、単独で使用する場合には変化はありません。同時にいくつも水栓を利用するときに差が出てきます。
	委員	口径により基本料金も違ってきますか？
	事務局	現在は、基本料金は一緒です。
	委員	下水道使用料についてですが、改定が必要との試算がでています。ただ現在の一般会計の補助金を維持することで改定が不要となっていますが、補助金を維持することは可能なのですか。
	事務局	下水道の投資財政計画のなかで事業（上下水道課）の方針として、令和7年度以降、少しずつ下げていく計画となっています。しかしストックマネジメント計画を現在策定中で、必要投資額は未確定であることから、計画ができた段階で改めて財政シミュレーションを行い、調整をしていきたいと考えています。
	委員	口径別の料金体系の見直しについてですが、そのシミュレーションは過去の資料等で出していますか？
	事務局	出していません。次回提示予定となっています。
	委員	口径別により、ガラッと変わるとかそういうことはあるんですか
	事務局	小口径一般家庭については、大きくは変わらないと思います。イメージ的には、基本料金が口径によって変わっていく。従量料金が1㎡からかかるという形にする予定です。 ただ、大きい口径を使っている、会社等については、影響が考えられます。大きい影響が出る使用者に関しては、決まったところでしっかり説明をしていく必要があると考えています。
	委員	口径が大きければ大きいだけコストをかけているということなので、その口径に応じて、料金を上げるというのは理にかなっていると思います。
	委員長	質問はございますか。
	各委員	（特になし）
	委員長	以上をもちまして、協議事項については終わりにいたします。
7. その他	事務局	次回の審議会を令和5年9月20日13時30分から開催。
8. 閉会		富士見町上下水道審議会を終了します。